【2】北条家朱印状 (壬子=天文二十一年・一五五一)

(藤岡市・飯塚家文書 P八二一四 №一二二七九)



《釈文》

可」有」之者也、仍如」件、罷帰、可二作毛」候、横合非分之儀、不以三波川谷北谷之百姓等、早々在所へ

壬子

三月廿日 虎朱印

北谷百姓中

《読み下し》

り、仍って件(くだん)のごとし、こあいひぶん)の儀、之有るべからざるものな帰り、作毛(さくもう)すべく候、横合非分(よ百姓等、早々に在所(ざいしょ)へ罷(まか)り三波川谷(さんばがわだに)北谷(きただに)の

三月廿日 虎朱印

北谷百姓中

用 語》

【北谷(きただに)】三波川流域の呼称。現在の藤岡市三波川。 が初見。戦国期には飯塚氏や根岸氏など「北谷衆」と呼ばれる土豪 地侍)がいた。 本文書

【在所(ざいしょ)】住んでいる所。すみか。ありか。

〔罷帰(まかりかえる)】 「帰る」の謙譲語。退き帰る。まかる。帰る。

【作毛(さくもう)】耕作をすること。畑作をすること。

【横合(よこあい)】正当な理由のないこと。いわれのないこと。また、 命令に服せず、とやかくいうこと。

(非分(ひぶん)】 理にあわないこと。 道理にはずれること。 不当であ ること。また、そのさま。

【壬子(みずのえね)】じんし。ここでは天文二十一年(一五五二)

【虎朱印】 大きさは一辺約 7.5 七一年)で、北条氏全盛期の基礎を築いたとされる。 ことを願った。なおこの文書発給時の当主は北条氏康(一五一五~ し」を意味し、領民の生命・財産を保証して平穏無事の社会とする た文書に押印した。「禄寿応穏」と言う印文を用いた。これは「禄 (財産)と寿(生命)は、応(まさ)に穏やか(平穏無事)なるべ ㎝。戦国大名北条家当主が公的に発給し

説

わない行いはあってはならないと伝えています。北条氏はこの朱印状 に北条氏が帰還させようと命じた文書です。早々にかつて住 を発給することで、三波川谷の村々の安全を保障し、復興を図りまし 村へ帰り、耕作に専念することを命じ、百姓に対し北条軍から道理に合 ょうさん) している三波川谷・北谷 (藤岡市) の百姓を、在所 (居住地) 天文二十一年(一五五二)、戦乱に巻き込まれるのを避けて逃散 んでいた <u>(</u>ち

。いわゆる禁制という文書に当たります。

た

乱していたと考えられます。 は山内上杉氏の勢力が強い地域で、重臣足利長尾氏の所領でした。しか 城の関東管領上杉憲政を追放したことが関わっています。 し上杉氏の没落で、北条氏の支配下に入ったものの、戦場が近いため混 この文書が出された背景には、同年北条氏康が上野国に侵攻し、平井 神流川流域

きたのでした。 数量も明記できるようになり、 によって、大名の命令は朱印状で全て村に通達し、徴発する公事やその これ以前、大名の発給文書は花押を据えたものでしかなく、その場合、 雲から二代目氏綱への代替わりに際し、初めて印判が使用されました。 るための仕組みを生み出したと考えられています(黒田基樹『戦国大名 の意志を示すものとして印判が発明されたと考えられています。これ つれい)の壁を乗り越えるため、大名の人格を示す花押を用いず、大名 目下の者に出すのは家臣に限られていました。こうした書札礼(しょさ の危機管理』角川文庫、二〇一七年)。永正十五年(一五一八)初代早 なお印判を用いることにより、北条氏は村に対し直接文書を発給す 一方で不当な徴発を排除することがで

戸長、 時代を通じて緑野郡三波川村の名主を世襲し、明治期以後は三波川 保管されていた戦国期文書や近世初期の文書二十四点も当館に収蔵さ 指定重要文化財に指定されました。平成二十六年度には自宅にあった れ、平成十三年(二〇〇一)に未公開分も含めた一七二四〇点が群馬県 れました。この文書群が伝来した飯塚家は、戦国期以来の家系で、江 未整理文書等も含めて一括して群馬県に寄贈され、これに伴い、自宅に 飯塚家文書は、昭和五十七年(一九八二)当館にその一部が寄託 同村長、初代鬼石町長も飯塚家当主が務めていました。